



チャレンジ!

# 農地バンクを活用し 農地の利用集積・集約を進めよう。

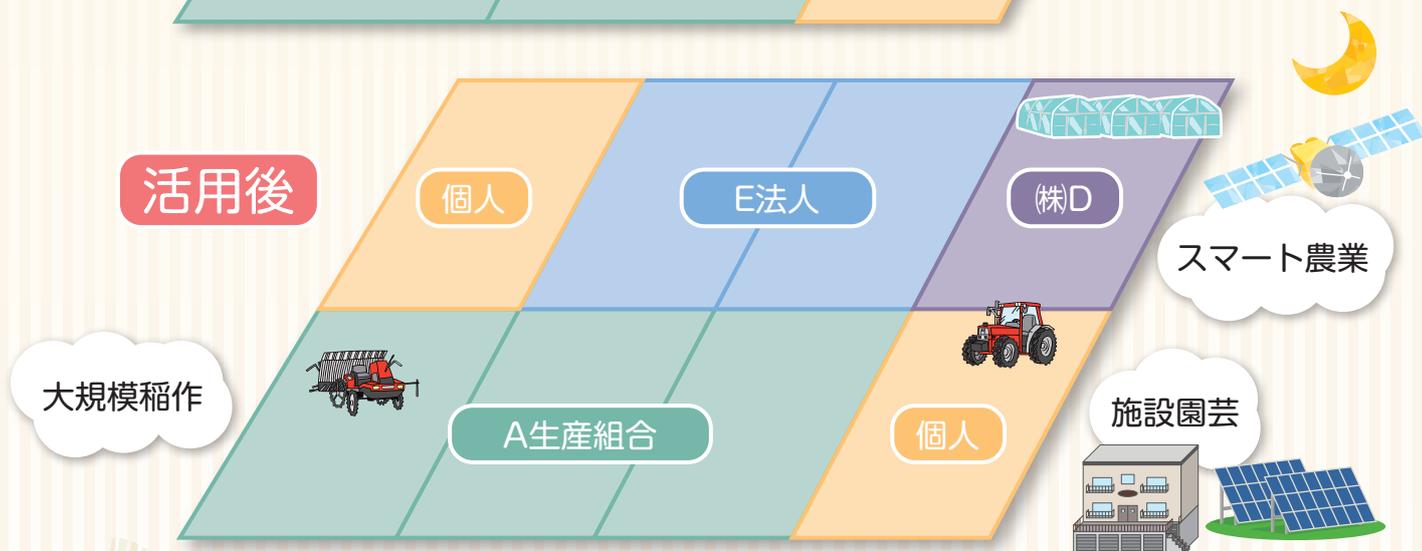
～農地バンクは原子力被災12市町村の営農再開の加速化を応援します～

## 農地バンク活用の集積・集約のイメージ

活用前



活用後



### 農地バンクとは

平成26年4月に福島県知事が農地中間管理事業の推進に関する法律第4条に基づき、県内唯一の農地中間管理機構として、公益財団法人福島県農業振興公社を指定しました。「農地バンク」とは、公社が機構として活動する際の愛称です。

福島県・公益財団法人 福島県農業振興公社



# 1 はじめに

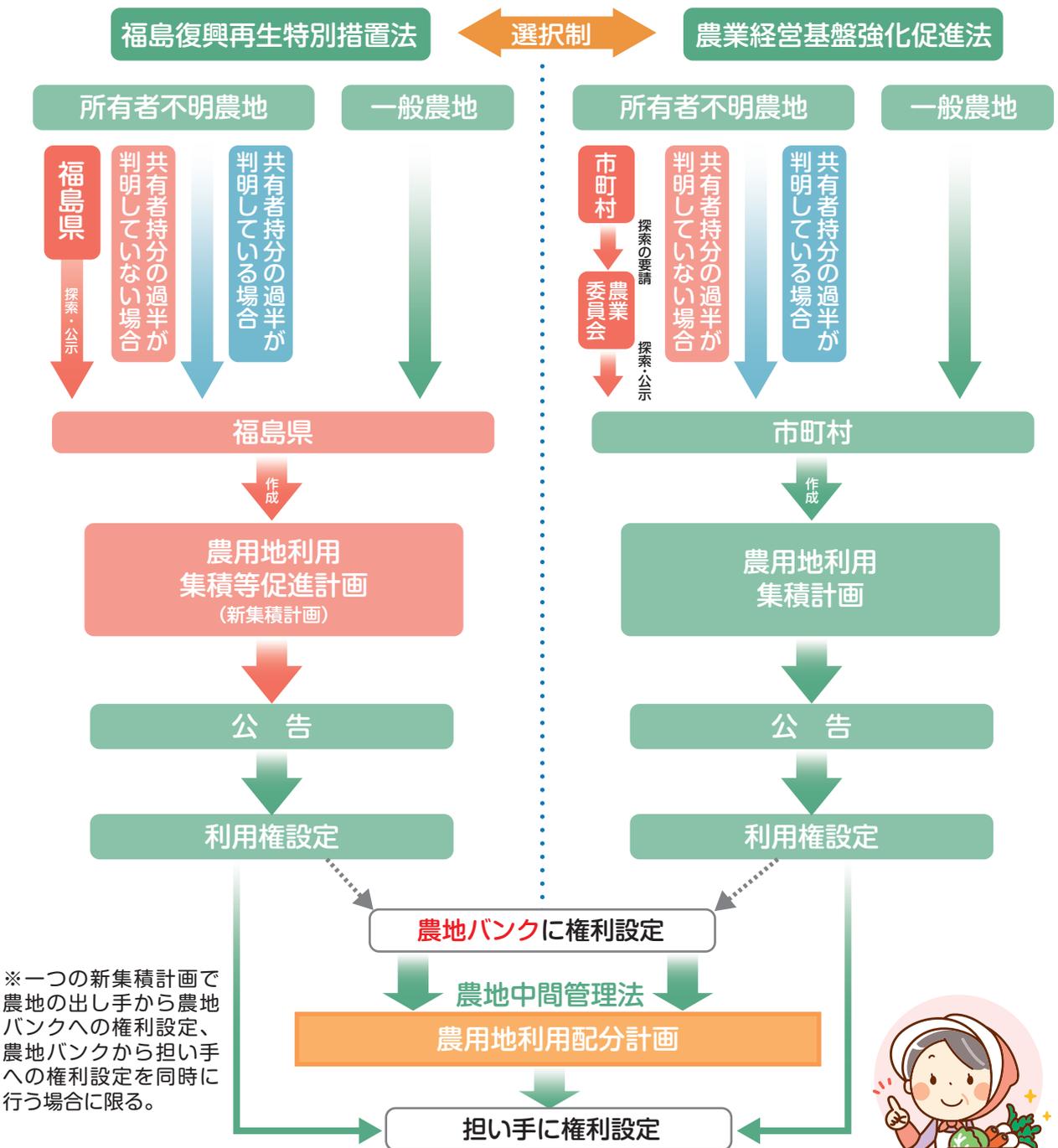
被災12市町村の営農再開率は令和2年3月末時点で約33%となっています。被災地域の営農再開を加速化するため、意欲を持った担い手への農地集積・集約化に向け、国は復興・創生期間後（令和3年度以降）の復興を支える仕組みとして、令和2年6月5日福島復興再生特別措置法等を改正しました。

この制度は、原子力災害被災地域の農地の利用集積を一層促進し、担い手呼び込む観点から、**福島県が農地バンクを活用して所有者不明農地も含め、農地の賃借権の設定等を行うことができるものです。**

また、併せて、農地バンクを活用した地域などに対する支援措置が拡充されました。

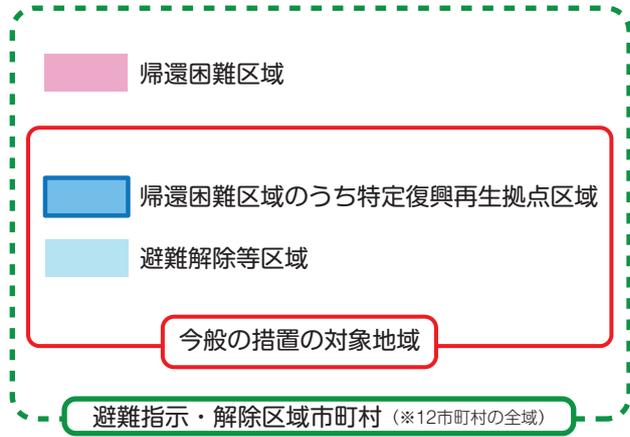
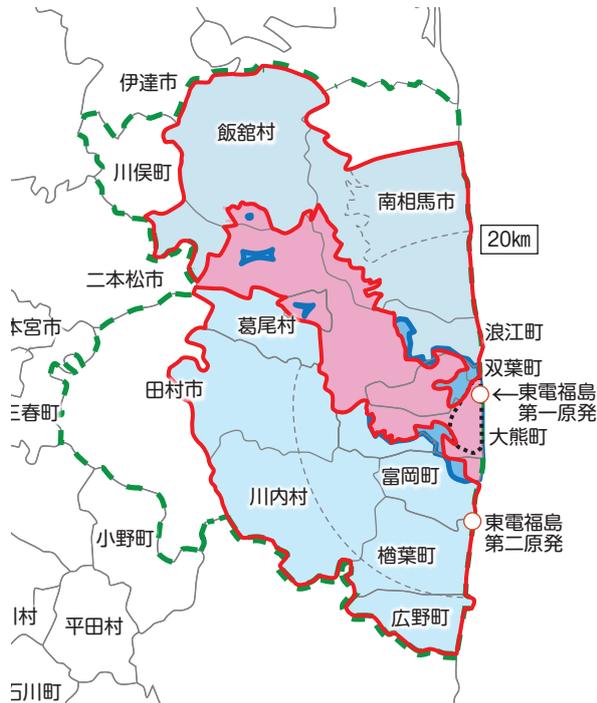


# 2 福島復興再生特別措置法による農地貸借



# 3 福島復興再生特別措置法の対象となる地域と現状について

## ◆対象となる地域



## ◆対象地域の現状



●ほ場整備・農地集積後の水田ほ場  
(南相馬市小高区)



●水稲移植作業(密苗)  
(南相馬市小高区)



●集積したほ場における業務用キャベツの収穫  
(広野町)

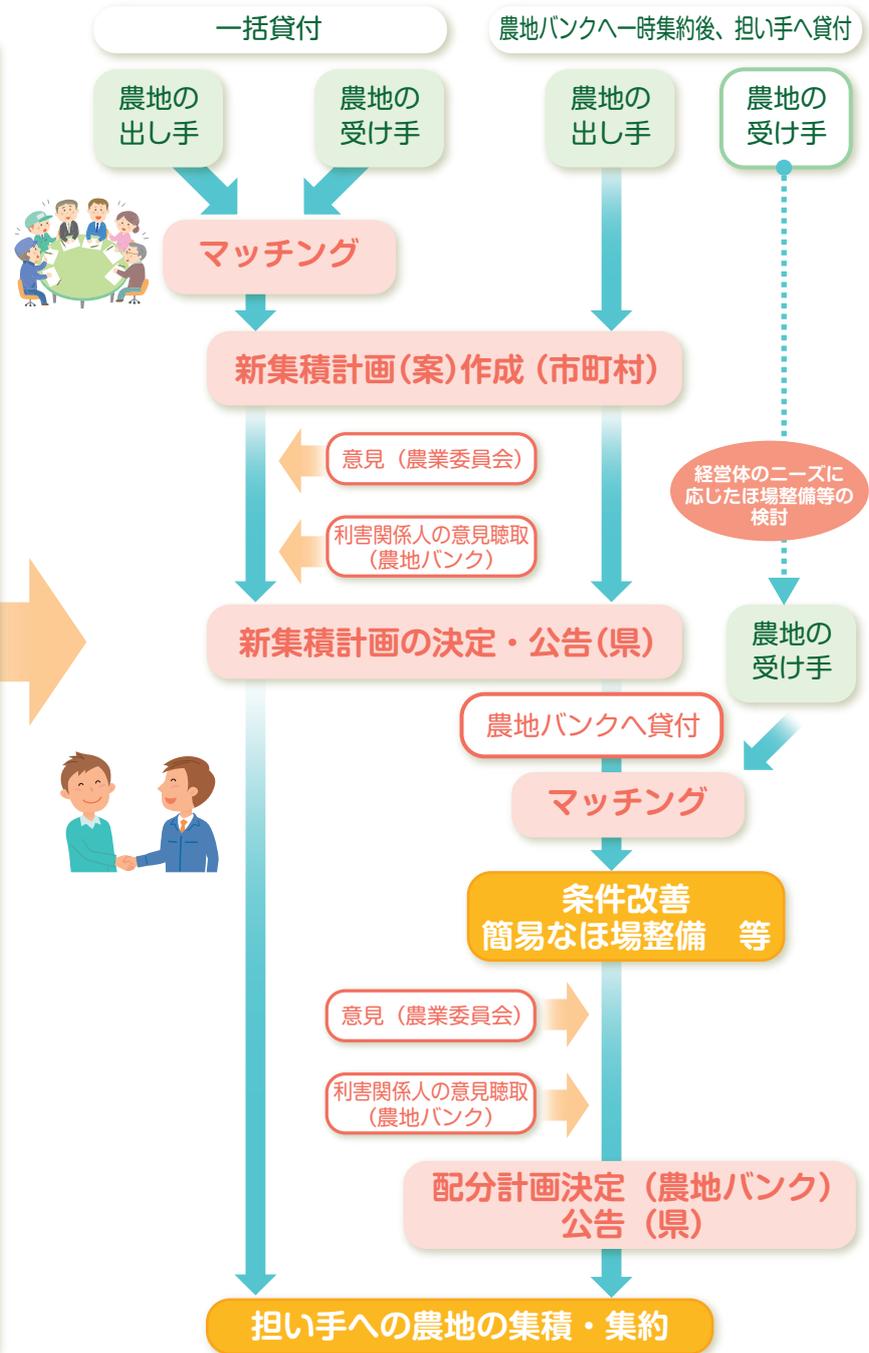


# 4 被災12市町村における農地利用集積対策の主な流れについて

## ◆人・農地プラン



## ◆農用地利用集積等促進計画



## ◆機構集積協力金

### 地域集積協力金

3月～翌2月 公告分が対象

### 経営転換協力金

1月～12月 公告分が対象

11月まで	申込み (申請者 ▶ 市町村) ※上記の見込額で申込み可 要望額報告 (市町村 ▶ 県)
12月	事業承認申請 (市町村 ▶ 県)
1～2月	事業承認通知・交付決定 (県 ▶ 市町村)
3月	協力金支払 (市町村 ▶ 申請者)

# 5

## 農地中間管理事業を活用した地域等に対する支援



### 原子力災害被災12市町村機構集積協力金について

#### ◆地域集積協力金

実質化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域内の農地を農地バンクに貸し付け、受け手へ農地集積・集約した成果（活用率）に応じて、地域に協力金が交付されます。

なお、本事業の対象地域は被災12市町村内の避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域です。

国から交付される地域集積協力金は地域で用途を決めることができ、

- 共同で利用する農業機械の購入費等や購入積立金
- 農道や水路の修繕に必要な資材費
- 集落営農組織の法人化に向けた資金 などに活用されています。

#### 1 集積タイプ

##### 交付要件

- 交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること。  
(担い手が不足する地域であって、新規就農者や地域外からの新規担い手の場合は5%以上。ただし、目標達成計画を策定し10%以上を目標年度までに達成。)
- 6年以上の貸借契約が必要 等

	機構の活用率	交付単価
区分1	4%超15%以下	1.3万円/10a
区分2	15%超30%以下	1.9万円/10a
区分3	30%超50%以下	2.5万円/10a
区分4	50%超	3.1万円/10a

#### 2 集約化タイプ

##### 交付要件

- 目標年度までに地域の農地面積に占める担い手の1ha以上（中山間地及び樹園地については0.5ha以上）の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること。  
又は、
- 既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上になること。 等

	機構の活用率（累積）	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

※集積タイプと集約化タイプに同時に取り組む場合は同一年度であっても支援の対象となります。

#### ◆経営転換協力金

農地バンクに農地を貸し付ける次の出し手に協力金が交付されます。

- 農業部門の減少により経営転換する農業者
- リタイアする農業者
- 農地の相続人で農業経営を行わない者

##### 交付要件

- すべての自作地を10年以上農地バンクに貸し付けること。  
(10a未満の自作地は保留可) 等

	交付単価	上限額
令和3~7年度	1.5万円/10a	50万円/1戸

詳細な内容のお問い合わせは最寄りの市町村又は各農林事務所へ

## 6 農地バンク事務手続き等 Q&A



**Q** 人・農地プランはなぜ必要なのですか。

**A** 農業者の高齢化や耕作放棄地の拡大が進んでおり、それらの問題を解決する必要があります。人・農地プランは、地域が抱える問題を解決し、次世代へ引き継いでいく「未来の設計図」のため、地域のみなさんで考え、実践していく必要があります。

**Q** 手数料はかかりますか。

**A** 農地バンクは受け手から賃借料を徴収し、出し手に賃借料をお支払いする仲介役を担っております。そのため、契約に当たってはそれぞれに徴収・支払い先の口座を指定していただきます。手数料については契約1件ごとに賃借料の1%相当（下限800円、上限8,000円）がかかります（賃借料が800円未満の場合には頂戴しません。）。  
複数の契約本数がある方は、借入契約・貸付契約それぞれの手数料合計額が8,000円を超える場合にはその超過額は免除されます。

**Q** 賃借料や契約期間の決め方を教えてください。

**A** 賃借料は、出し手・受け手の意向を踏まえて機構が決定します。  
契約期間は、原則10年以上としています。  
ただし、やむを得ない事情がある場合は5年以上でも可としています。

**Q** 契約期間中の賃借料の変更はできますか。

**A** 賃借料変更は、1,000円/10a以上の変更がある場合に可能です。  
ただし、  
● 基盤整備事業実施中の地区  
● 市町村農業委員会の賃借料の平均値を用いる場合  
● 農用地利用改善団体（営農改善組合等）の総会等で議決された賃借料を用いる場合は、例外として変更することが可能です。

**Q** 賃借料を金納ではなく物納にできますか。

**A** できません。  
なお、金納（農産物支払）契約とすることで、物納と同様な制度をご利用いただけます。

**Q** 農地を転貸又は売買するために契約期間中に農地を返還してもらえますか。

**A** 出し手・機構・受け手の3者で合意解約ができれば契約期間中でも農地を返還することができます。  
この場合、解約理由により解約手数料（6,000円）がかかる場合があります。

**Q** 出し手死亡により相続が発生した場合、契約はどうなりますか。

**A** 相続があっても農地バンクの中間管理権（賃借権・使用貸借）は維持します（出し手の名義変更のみ）。したがって、農地バンクから受け手への賃貸借契約にも変更はありません。

**Q** 住所が変わるのですが、どうすればよいですか。

**A** 住所が変わった旨の書類を提出していただく必要がありますので、変更後にご連絡ください。書類をお送りします。

## 7 人・農地プランについて



古里の農業を守るため、人と農地の未来について、みんなで話合しましょう。  
～人・農地プランの作成を通じて、農業の将来ビジョンを描きます～

- 営農再開が進んでいるけど、あちらこちらに使っていない田んぼや畑がある。
- 誰かに自分の農地を託したい。
- やっと、営農再開したけど、高齢だから5年後、10年後もやっていけるか心配

### 人・農地プランの作り方、実践

#### 1 アンケートの実施

- 対象地域の農業者の年齢や後継者の有無等といった地域の状況がわかるようアンケートを行います。

#### 2 地図化による現況把握

- アンケート等で把握した、地域の農業の状況を地図に落とし込み、話合いに活用します。

#### 3 将来についての話合い

- 地域の様々な話合いの機会を活用し、将来、地域の農地を誰が担っていくか、みんなで話合しましょう。その際、農地を効率的かつ有効に活用するため、農地バンクの活用を検討しましょう。
- 話合いには、農業委員、農地利用最適化推進委員、市町村などに参加してもらい、議論を深めましょう。

#### 4 話合いの結果をまとめ、市町村での公表

- 地域のみんで話合って作った「人・農地プラン」は市町村が公表します。

#### 5 「人・農地プラン」の実践

- 地域で決めた方針を人・農地プランの実現に向けて、実践しましょう。

### 人・農地プランに関する支援措置

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（機械導入等）
- 農地耕作条件改善事業（高収益作物転換型等）
- 農業次世代人材投資事業（経営開始型）
- スーパーL資金の金利負担軽減措置
- 経営継承・発展等支援事業 等



# お問い合わせ先

(受付時間/平日8:30~17:15)

市町村・担当部署		電話番号	農地バンク 市町村コーディネーター	電話番号
川俣町	産業課 農業振興係	024-566-2111 (内線1503)	本社被災地域対策室	070-8688-9532
田村市	産業部 農林課	0247-81-2511		
双葉町	農業振興課 農業振興係	0246-84-5214		
南相馬市	経済部 農政課	0244-44-6802	南相馬市農政課駐在	070-8688-9522 070-8688-9523
飯舘村	産業振興課 農政第一係	0244-42-1621	飯舘村産業振興課駐在	070-8688-9524 070-8688-9525
広野町	産業振興課 農林振興係	0240-27-4163	富岡町産業振興課駐在	080-4356-8087
富岡町	産業振興課 農業振興係	0240-22-9009		
楡葉町	産業振興課 農業振興係	0240-23-6104	楡葉町産業振興課駐在	070-8688-9526
川内村	産業振興課 農政係	0240-38-2112	川内村産業振興課駐在	070-8688-9527
大熊町	産業課 農政係	0240-23-7137	大熊町産業課駐在	070-8688-9528
浪江町	農林水産課 農政係	0240-34-0245	浪江町農林水産課駐在	070-8688-9529 070-8688-9530
葛尾村	地域振興課 地域づくり振興係	0240-29-2113	葛尾村地域振興課駐在	070-8688-9531

## ◆公益財団法人 福島県農業振興公社（農地バンク）

〒960-8681 福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館8階

被災地域対策室：TEL 024-503-0421

公益財団法人福島県農業振興公社ホームページ <http://fnk.or.jp/>

## ◆福島県農林水産部

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎5階

農業担い手課：TEL 024-521-7381

## ◆福島県農林事務所農業振興普及部・農業普及所

〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30

相双農林事務所農業振興普及部：TEL 0244-26-1146

〒979-1111 福島県双葉郡富岡町小浜481

相双農林事務所双葉農業普及所：TEL 0240-23-6472

## ◆JAふくしま未来

福島地区本部農業振興課：TEL 024-554-5532

そうま地区本部農業振興課：TEL 0244-67-2702

## JA福島さくら

たむら地区本部営農課：TEL 0247-82-6171

ふたば地区本部営農課：TEL 0240-22-5415



当会社が一番大事にしているものを社是として決めました。

# 和顔愛語

令和3年4月作成